

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）の概要等について

1 改正の理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第108号）及び道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第31号）の制定により、小児用の車及び軽車両の定義に関する規定が整備されたこと等に伴い、福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第7号）の一部を改正するものです。

2 改正案の概要

(1) 原動機を用いる小児用の車の確認について次に掲げるとおり規定することとします。（第1条の2関係）

ア 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第1条第2項に規定する特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させる小児用の車（通行させる者が乗車することができないものに限る。以下「小児用の車」という。）の確認（以下「確認」という。）を受けようとする者は、確認申請書（小児用の車）により当該小児用の車の通行の場所を管轄する警察署長（その通行の場所が福岡県公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）に申請しなければならないこととします。（第1項及び様式第1号関係）

イ 警察署長は、アの確認申請書（小児用の車）を受理し、確認を行ったときは、確認証（小児用の車）を交付することとします。（第2項及び様式第1号の2関係）

ウ イの確認を受けた小児用の車の利用者（以下「確認を受けた利用者」という。）は、当該小児用の車を道路において利用するときは、当該小児用の車に係る確認証を携帯しなければならないこととします。（第3項関係）

(2) 確認証（小児用の車）の記載事項の変更届出等について次に掲げるとおり規定することとします。（第1条の3関係）

ア 確認を受けた利用者は、当該確認証（小児用の車）の記載事項に変更を生じたときは、速やかにその旨を届け出て書換えを受けなければならないこととします。（第1項関係）

イ 確認を受けた利用者は、確認証（小児用の車）を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに再交付を受けなければならないこととします。（第2項関係）

ウ 確認を受けた利用者は、当該小児用の車を利用しなくなったとき、若しくは利用する必要がなくなったとき、又は亡失した確認証（小児用の車）を回復したときは、当該確認証（小児用の車）を速やかに返納しなければならないこととします。（第3項関係）

エ アからウまでの規定による書換え、再交付又は返納は、当該確認証（小児用の車）を交付

した警察署長に行わなければならないこととします。（第4項関係）

- (3) その他所要の規定の整理をすることとします。（第1条の4、第1条の5、第4条、第31条、様式目次、様式第2号、様式第2号の2、様式第3号及び様式第51号関係）